

全 員 協 議 会

令和3年6月4日（金）

午前10時～

議場

〔出席議員〕

川神議長、佐々木副議長

三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、
小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、
芦谷議員、永見議員、道下議員、田畑議員、西田議員、澁谷議員、西村議員、
牛尾議員

〔執行部〕

市 長、副市長、

総務部長、地域政策部長、健康福祉部参事、産業経済部長、都市建設部長、
弥栄支所長、三隅支所長、消防長、上下水道部長

〔事務局〕

局長、次長、浜野書記

【全国市議会議長会・中国市議会議長会 表彰の伝達】

議 題

1 執行部報告事項

- | | |
|--|---------|
| (1) 「第2次浜田市総合振興計画 後期基本計画」策定方針について | (地域政策部) |
| (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要及び過疎地域持続的発展市町村計画の策定について | (地域政策部) |
| (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種状況について | (健康福祉部) |
| (4) 浜田漁港周辺エリアの施設整備状況について | (産業経済部) |
| (5) まき網漁業の状況と水揚げ確保対策について | (産業経済部) |
| (6) 浜田市ふるさと体験村施設の活用について | (弥栄支所) |
| (7) 有限会社ゆうひパーク三隅の清算について | (三隅支所) |
| (8) 浜田市消防団組織改編について | (消防本部) |
| (9) 金城地域断水防止対策について | (上下水道部) |
| (10) 市街地下水道整備事業について（浜田処理区） | (上下水道部) |
| (11) その他 | |
| (配布物) | |
| ・令和3年度 まちづくりコーディネーター | (地域政策部) |

2 その他

■ 全国市議会議長会 第97回定期総会

令和3年5月26日表彰

○ 議員一般表彰（1名）

議員15年以上	1名	道下 文男
---------	----	-------

■ 中国市議会議長会 第148回定期総会

令和3年4月20日表彰

○ 議員普通表彰（1名）

議員8年以上	1名	永見 利久
--------	----	-------

第 2 次浜田市総合振興計画 後期基本計画 策定方針

令和 3 年 4 月
地域政策部 政策企画課

1 計画策定に向けた考え方

(1) 背景

本市は人口減少に歯止めがかからず、特に若者世代の人口流出、それに伴う出生数の減少への早急な対策が求められている中、新型コロナウイルスの感染が拡大により、新たな生活様式に対応した施策の展開も必要となっています。

また、今年 4 月には「浜田市協働のまちづくり推進条例」を施行し、市民等と協働による新たなまちづくりに向けてスタートしました。

(2) 趣旨

本市は、平成 27 年に策定した「浜田市総合振興計画前期基本計画」に基づき、総合的かつ計画的な政策・施策を推進しています。

また、本市が直面している人口減少・少子化に対応するため、「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に資する施策を推進しています。また、令和 2 年度には「浜田で出会い・結婚・出産・子育て応援プログラム」を核とした「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス」を策定し、更なる少子化対策に取り組むこととしました。

なお、これらの計画については、これまでも一体的に取り組を進めており、今後も同様に推進していく必要があることから、2 つの計画を一本化し、総合振興計画後期基本計画として策定することとします。

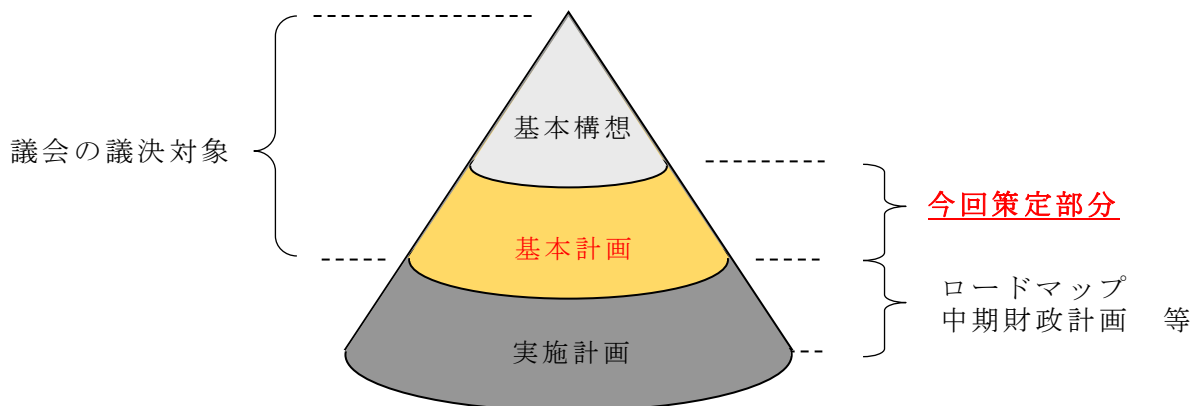
(3) 計画の名称

「第 2 次浜田市総合振興計画 後期基本計画」とし、今後検討します。

(4) 計画の構成

計画の構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」とします。

なお、基本構想については現行のまま引き継ぎます。



【参考】後期基本計画のイメージ

総合振興計画	総合戦略
第1章 序論 第2章 基本構想 ○ 基本方針 ○ 将来像 ○ 基本構想の期間 ○ まちづくりの大綱 ○ 基本指標 ○ 土地利用構想	人口ビジョン ○ 人口動向 ○ 将来人口の推計 ○ 人口の将来展望
第3章 前期基本計画 第1節 計画の概要 第2節 まちづくりの展開 第3節 部門別計画 第4節 自治区別計画 第5節 開かれた行財政運営の推進	総合戦略 ○ 基本目標 ○ 具体的な施策 ○ 重要業績評価指標

総合振興計画 後期基本計画
第1章 序論 計画の概要及び人口ビジョン ○ 人口動向 ○ 将来人口の推計 ○ 人口の将来展望
第2章 基本構想⇒後期基本計画へ引き継ぎ ○ 基本方針 ○ 将来像 ○ まちづくりの大綱 ○ 土地利用構想 ○ 基本指標 ⇒目標値を見直し検討 現計画R7年度目標値:人口 52,000 人 出生数 400 人/年 社会増減数△200 人/年
第3章 後期基本計画 第1節 計画の概要 第2節 まちづくりの展開 ⇒ 人口減少対策として総合戦略を掲載 第3節 部門別計画 (○ 具体的な施策・○ 重要業績評価指標) 第4節 地域別計画 第5節 開かれた行財政運営の推進 第6節 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ○ 基本目標 ○ 基本目標と施策の基本方向 ○ 長期の目標 現在目標値見直しを検討 合計特殊出生率 2.17【2040】、社会増減数±0【2040】、人口 37,600 人【2060】

※ 網掛け部分がこのたび策定を要する部分

2 計画の構成と期間

(1) 基本構想

当市の「将来像」とまちづくりの基本的方向である「まちづくり大綱」を示したものです。計画期間は平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間となっていることから、今回はこの内容を引き継ぎます。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための基本的なまちづくりの施策大綱を示し、各分野の現状と課題、基本的な方針を総合的に体系化して示します。

また、各分野の主要施策について、その成果指標となる「代表的な目標」を設定します。

(3) 実施計画

具体的な事業や取組については、施政方針に基づく、「元気な浜田」をつくるためのロードマップや中期財政計画と連動しながら実施します。

(4) 計画の期間

計画期間は、市長の任期に合わせて 4 年とし、計画期間内に方針変更があった場合は、一部を変更することができることとします。

〔計画期間〕 前期基本計画 平成 28 年度～令和 3 年度（6 年間）

後期基本計画 令和 4 年度～令和 7 年度（4 年間）

■ 計画期間のイメージ

年度 計画	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
市長任期	→									
基本構想	将来像の目標年次（10年後）									
基本計画	前期基本計画（6年）						後期基本計画（4年）			
実施計画	※ 毎年ローリング						※ 毎年ローリング			

3 計画策定の視点

(1) 行政経営の指針としての計画づくり

市民の皆さんとの協働により、浜田らしい魅力あるまちづくりを推進していくため、より分かりやすい行政経営の指針として策定します。

(2) 各種計画等との整合

ア 前期基本計画との関係

前期基本計画の進捗状況を踏まえ、今後も取組が必要な内容があれば、引き継ぐことを可能とします。

イ その他個別計画との整合

その他、各分野の個別計画と整合した計画とします。

(3) 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略との一本化

2つの計画について、重複した内容も多かったことから、今回の後期基本計画策定を機に一本化します。

なお、令和2年度に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス」については、後期基本計画に引き継ぐこととし、継続して取り組むこととしています。

(4) 市民等の意見を反映した計画づくり

浜田市総合振興計画審議会に諮問し、市民や地域、各種団体等、より多くの方の意見を聴きながら、施策等に反映できる計画とします。

〔市民委員会、中・高校生アンケート、各種団体ヒアリング〕

(5) 進捗管理と評価の仕組みづくり

毎年の進捗状況の評価を行い、今後の施策や事務事業を見直すことができる計画とします。

(6) SDGsの視点を取り入れた計画づくり

「持続可能な開発目標」が平成27年の国連サミットで採択されました。本市も国際社会の一員として、このSDGsの考え方を取り入れた計画を策定します。

4 策定体制

(1) 市民参画体制

ア 浜田市総合振興計画審議会

識見者や各種団体・関係機関者等で構成する「浜田市総合振興計画審議会」に諮問し、多様な観点を盛り込んだ計画案（答申）を基に策定します。

イ 市民意見の聴取

多くの市民等の意見を伺うため、市民委員会等を開催するとともに、市議会や各種団体、各地域協議会等の意見を考慮して策定します。

ウ パブリックコメント（意見公募）

市民の意見を広く求めるため、パブリックコメント（意見公募）を行い、意見を考慮して策定します。

エ （仮称）協働のまちづくり検討部会

協働のまちづくりに関する推進計画の策定、およびその進捗状況の検証、また、まちづくりセンターの検証を行うため、浜田市総合振興計画審議会の下部組織として、（仮称）協働のまちづくり検討部会を設置します。

(2) 庁内体制

ア 庁議

計画案を審議し、決定します。

イ 浜田市総合振興計画策定委員会（人口減少問題対策本部会議）

市長、副市長、教育長、部長級等を構成員とし、全庁的な見地で計画案を検証・審議します。

ウ 浜田市総合振興計画調査検討委員会 主管課長を主な構成員とし、必要な調査・検討を行い、計画案を作成します。

エ 浜田市総合振興計画庁内ワーキンググループ

課長級を構成員とし、大綱にある7つの部門ごとに計画素案の作成作業を行います。

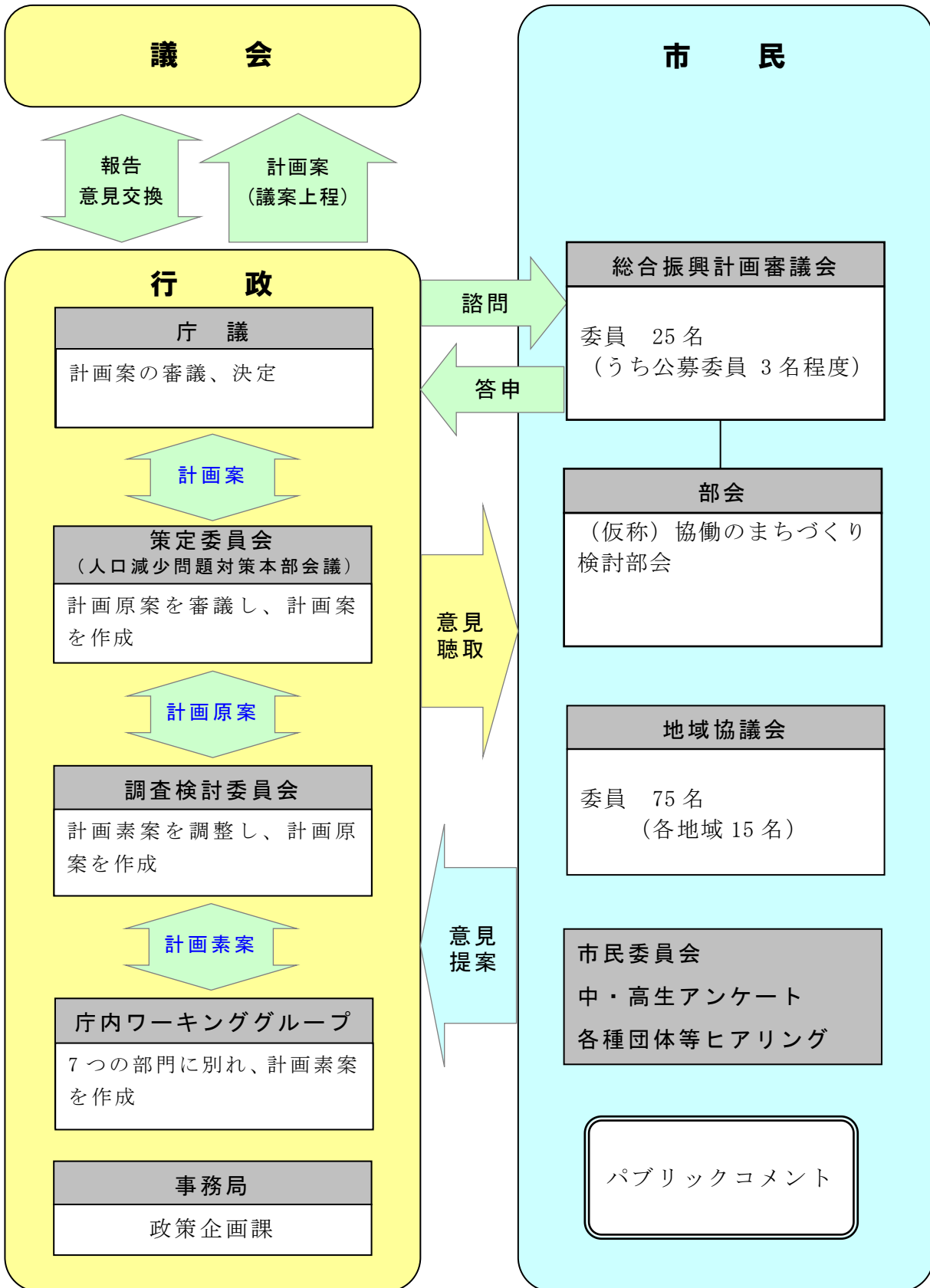
オ 事務局

事務局を政策企画課に置き、計画策定に係る全般の調整及び庶務を行います。

5 策定スケジュール

月	主要日程	市議会	審議会	庁内会議		
				庁議	策定委員会	検討委員会
4月						
	策定方針決定			☆ (策定方針)	第1回	
5月	中・高生向けアンケート					第1回
	前期計画総括 (現状、課題等整理) 若者会議募集開始	説明 (策定方針)				素案作成
6月	地域協議会へ説明 若者会議設置 市民委員会(第1回) 若者会議でサポート		公募委員募集 委員選出			
7月	市民委員会(第2回) 若者会議でサポート		第1回 (諮問) (人口推計等) 第2回 (現状と課題)		第2回 (現状と課題)	原案作成
8月		状況報告				
			第3回 (原案検討)		第3回 (原案検討)	
9月	審議会中間答申		第4回 (中間答申)		第4回 (中間答申案)	
	パブリックコメント 地域協議会へ意見聴取 市民委員会(第3回) 若者会議でサポート	意見交換				
10月	※ 選挙					
	最終答申 (会長・副会長)		第5回 (答申案)		第5回 (最終答申案)	
11月	若者会議成果報告	意見交換			案作成	
	内部決定 議案提出			☆ (計画案決定)		
12月		提案(議決)				
	印刷発注(本編、概要版)		第6回 (最終報告)			
1月	地域協議会へ報告 市民委員会(第4回)					
2月						
3月						
4月	計画書配布	計画書配付				

策定体制及びフロー図





浜田を元気にしたい 募集!

これからの浜田の未来の設計図

「第2次浜田市総合振興計画後期基本計画」と
「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
を策定します。

これらの計画策定に、多くの市民の皆さんの意見を盛り込むため、下記の委員を募集します。“浜田を元気にしたい”という思いをお持ちの皆さんのご応募をお待ちしていますので、お気軽にご応募ください。



募集1 元気な浜田づくり市民委員会 80名募集

募集2 浜田市総合振興計画審議会(公募委員) 3名募集

応募資格	令和3年6月1日現在で、市内に居住し、又は通勤若しくは通学している18歳以上の人(市職員、市議会議員を除く)。平成27年開催の100人委員会に参加された方も応募可能(ただし、定員の半数程度を予定)
応募方法	所定の様式に必要事項を記載し、郵送、ファックス、Eメール又は持参してください。
応募締切	令和3年6月14日(月)必着(郵送の場合は当日消印有効)
選考結果	参加申込書の内容を審査し、申込者全員にお知らせします。
報酬	報酬はありません。
開催予定※	●第1回 令和3年6月27日(日) 会場:ふれあいジム・かなぎ (浜田市金城総合運動公園)※市役所から送迎あり 午後1時～午後5時(4時間) [内容] ①趣旨・日程説明 ②浜田市概況データ説明 ③ワークショップ
	●第2回 令和3年7月5日(月) 会場:ふれあいジム・かなぎ (浜田市金城総合運動公園)※市役所から送迎あり 午後7時～午後9時(2時間) [内容] ①ワークショップ(意見交換) “こんな浜田市にしたい”等 ②ワークショップのまとめ

応募資格	左記の募集①「元気な浜田づくり市民委員会」参加者であること
任期	令和3年7月～令和7年3月31日(4年間)
応募方法	左記、募集①「元気な浜田づくり市民委員会」に同じ
応募締切	左記、募集①「元気な浜田づくり市民委員会」に同じ
選考結果	参加申込書の内容を審査し、申込者全員にお知らせします。
報酬	委員として会議に出席された場合、市の規定により支払います。
以下の点にご留意いただき、応募をお願いします。 ①令和3年度は、全6回の開催予定であること。 ②基本的に平日の午後6時以降に開催予定であること。 ③総合振興計画の実施計画の一つである「浜田市教育振興計画」を策定するための浜田市教育振興計画審議会委員として同審議会にも参加いただくこと。 (任期:令和4年3月まで)	

※新型コロナウイルス感染症の拡大により中止になる場合もあります。

【応募・お問合せ先】浜田市地域政策部 政策企画課 〒697-8501 浜田市殿町1番地
TEL.0855-25-9200 FAX.0855-23-1866 E-mail. seisaku@city.hamada.lg.jp

応募申込書は裏面
応募締切 令和3年6月14日(月)

「元気な浜田づくり市民委員会」応募申込書

※太枠の中をご記入ください。

ふりがな			性別	年齢
氏名			男・女	満歳 令和3年6月1日現在
住所	(〒 -)			
連絡先	電話番号	※昼間に連絡がとれる電話番号をご記入ください。		
	E-mail	@		
職業 該当するものに○を付けてください。	1. 農林業 2. 水産業 3. 製造業 4. 建設業 5. 小売・卸売業 6. 飲食・宿泊業 7. 医療・福祉 8. サービス業 9. 学生 10. 公務員 11. 無職 12. その他()			
参加申込の動機(元気な浜田づくりへの意見) ※元気な浜田をつくるためのご意見や想いなどを簡潔にご記入ください。				
参加を希望するワークショップの部門				
※参加希望のグループを次の1~7のうちから、それぞれ1つ選んで○を付けてください。できるだけご希望のグループに振り分けさせていただきます。				
第1希望	1. 産業経済	2. 健康福祉	3. 教育文化	4. 環境
	5. 生活基盤	6. 防災・防犯・消防	7. 地域振興	
第2希望	1. 産業経済	2. 健康福祉	3. 教育文化	4. 環境
	5. 生活基盤	6. 防災・防犯・消防	7. 地域振興	

「浜田市総合振興計画審議会(公募委員)」応募申込書

(兼「浜田市教育振興計画審議会委員」応募申込書)

氏名	元気な浜田づくり市民委員会に参加し、浜田市総合振興計画審議会委員に応募します。
----	---

※この申込書は返却しませんので、ご了承ください。
 ※記入いただいた個人情報、他の目的には使用しません。

※受付欄

応募締切 令和3年6月14日(月)

← FAX.0855-23-1866

浜田市地域政策部 政策企画課 行

F 697-8501 浜田市殿町1番地
 E-mail seisaku@city.hamada.lg.jp

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要 及び過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されました。

この度の法制定により、当市は「過疎地域」から「みなし過疎地域」（法第 42 条）に変わり、新たな過疎地域持続的発展市町村計画の策定に向けた準備を進めます。

1 過疎法制定の変遷

- 昭和 45 年 「過疎地域対策緊急措置法」制定
- 昭和 55 年 「過疎地域振興特別措置法」制定
- 平成 2 年 「過疎地域活性化特別措置法」制定
- 平成 12 年 「過疎地域自立促進特別措置法」制定
- 平成 22 年 「過疎地域自立促進特別措置法」一部改正（6 年間の延長）
- 平成 28 年 「過疎地域自立促進特別措置法」一部改正（5 年間の延長）
- 令和 3 年 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」制定

2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要

(1) 過疎対策事業債の対象の追加

旧簡易水道施設の整備や、民間のへき地診療所等に対する補助を対象経費に追加。

(2) 減価償却の特例の拡充

過疎地域における事業用設備等に係る減価償却の特例について、対象業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加、取得価額要件の引下げ。

(3) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充

過疎地域における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置について、対象業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加、取得価額要件の引下げ。

(4) 配慮措置

法の目的、過疎対策の目標を踏まえるとともに、条件不利地域に関する法律（離島振興法等）の規定を踏まえ、「人材の確保・育成」、「産業振興」、「観光振興・交流の促進」等の項目を追加するなど、内容を充実。

3 過疎地域持続的発展市町村計画の策定

現行の「浜田市過疎地域自立促進計画」（平成 28 年度～令和 2 年度）を基に、「第 2 次浜田市総合振興計画」及び「浜田市公共施設等総合管理計画」に即して策定します。

(1) 計画概要

(1)名称	浜田市過疎地域持続的発展計画	浜田市過疎地域自立促進計画
(2)計画期間	令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）	平成 28 年度～令和 2 年度（5 年間）
(3)構成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的な事項 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 3. 産業の振興 4. 地域における情報化 5. 交通施設の整備、交通手段の確保 6. 生活環境の整備 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 8. 医療の確保 9. 教育の振興 10. 集落の整備 11. 地域文化の振興等 12. 再生可能エネルギーの利用の推進 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 14. 過疎地域持続的発展特別事業（一覧表）※ソフト事業 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的な事項 2. 産業の振興 3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 4. 生活環境の整備 5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 6. 医療の確保 7. 教育の振興 8. 地域文化の振興等 9. 集落の整備 10. その他地域の自立促進に関し必要な事項 11. 過疎地域自立促進特別事業（一覧表）※ソフト事業

(2) 追加記載項目

- ・ 目標（人口に関する目標値等）、達成状況の評価手続き。
- ・ 減価償却の特例及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の適用要件となる産業振興促進事項。

(3) 策定期期

令和 3 年 12 月議会で策定予定

※県内 8 市の状況（令和 3 年 4 月時点）

9 月策定	出雲市、江津市
12 月策定	松江市、浜田市、益田市、大田市、安来市、雲南市

新型コロナウイルスワクチンの接種状況について

4月26日（月）から、市内の高齢者施設に入所されている65歳以上の方へのワクチン接種を開始し、5月17日（月）からは、65歳以上の高齢者への接種を開始しています。

1 ワクチンの供給

5月中には、4月に供給を受けたワクチンを含めて、計10箱（5,460人分×2回接種）が供給されましたが、6月最終週までに、全高齢者（約20,000人）が2回接種可能となる量のワクチンが配送される見込みとなっています。

2 接種実績（5月31日現在）※V-SYSによる状況確認

接種回数	1			2		
接種実績の内訳	医療従事者	高齢者	高齢者施設従事者	医療従事者	高齢者	高齢者施設従事者
人数合計	2,036	3,402	176	1,468	311	22

3 高齢者の集団接種

高齢者向けワクチン接種については、各自が医療機関で接種を受ける「個別接種」としてはありますが、政府は、希望する高齢者に、7月末を念頭に2回の接種が終えることができるよう、高齢者向けワクチン接種の前倒しの方針が示されています。

こうした状況を踏まえ、「個別接種」の補完的な対応として、高齢者向けの「集団接種」を実施します。

接種会場	接種日		受付時間	予約受付見込人数
	1回目	2回目		
浜田医療センター 2階 総合研修センター	7/3（土）	7/24（土）	14:00～17:00	225人
	7/4（日）	7/25（日）	9:00～12:00 13:00～16:00	450人
	7/10（土）	7/31（土）	14:00～17:00	225人
	7/11（日）	8/1（日）	9:00～12:00 13:00～16:00	450人
	7/18（日）	8/8（日）	9:00～12:00 13:00～16:00	450人

集団接種の予約は、浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンターへの電話による受付と、インターネットによる24時間受付とし、6月21日（月）の午前9時から開始する予定としています。

浜田漁港周辺エリアの施設整備状況について

1 はまだお魚市場のグランドオープンについて

(1) グランドオープン

① 日時 令和3年7月22日(木・祝：海の日) 商業棟オープン

新型コロナウイルス感染症対策のためオープンを延期していましたが商業棟について、指定管理者の第一ビルサービスと協議し、7月22日(木・祝)の海の日にオープンすることとしました。

(オープン時期の検討)

- ・ 県内・市内の商業施設でのコロナ感染動向及びワクチン接種状況等を勘案し、オープン時期を検討した。
- ・ 商業棟の延期が長期化することによる施設に対するイメージ悪化等が危惧されることから、早期のオープンを検討した。
- ・ オープンスタート時の集客確保を目指すため、夏休み開始時期で検討し、海の恩恵に感謝するとともに、水産施設としての繁栄を願い、「海の日」を選定した。
- ・ オープン準備及びPR期間の確保のため、5月下旬にオープン時期を判断した。

(商業棟の施設概要)

- 1階：土産・物販(水産加工品、農産品、伝統工芸品など)…(株)第一ビルサービス
どぶろく工房(どぶろく製造・販売、地ビールなど販売)…(株)三島ファーム
- 2階：フードコート(3店舗)
…めし処ぐっさん(和食系)、(株)EVENTOS(洋食系)、台湾料理 萬盛(中華系)

(2) 開所式及びイベント(案)

① 開所式(主催：浜田市)

- ・ 行事名 山陰浜田港公設市場グランドオープン開所式
- ・ 日時 令和3年7月22日(木・祝)9時から10時00分
- ・ 場所 はまだお魚市場 駐車場
- ・ 出席者 商業棟・仲買棟入居事業者、(株)第一ビルサービス、浜田魚商協同組合、(予定)設計業者、施工業者、島根県議会議員、島根県関係機関、浜田市議会議員、浜田市 [計50名程度]
- ・ 内容 主催者挨拶、来賓挨拶、来賓紹介・祝電披露、事業経過報告、感謝状贈呈、テープカット(正面玄関前で実施)

② イベント(主催：(株)第一ビルサービス)

- ・ 日時 令和3年7月22日(木・祝)、7月23日(金・祝) 2日間を予定
- ・ 内容

【1日目】令和3年7月22日(木・祝)10時00分から12時00分

石見神楽「恵比須」「鍾馗」上演、
浜田市、島根県・近隣各市のゆるキャラによる観光PR、
ゆるキャラ30mかけっこ・写真撮影会、
BUY浜田昼市開催、浜田市観光PRブース設置 など

【2日目】令和3年7月23日(金・祝)実施調整中

石見神楽上演、BUY浜田昼市開催、浜田市観光PRブース設置 など

2. 高度衛生管理型 4 号荷さばき所の整備について

(1) 施設概要

- ・ 計画建物 4 号荷捌所 (1 棟)
- ・ 構造・階数 鉄骨造 2 階、塔屋 1 階
- ・ 敷地面積 13,479.55 m²
- ・ 延床面積 7,852.52 m²
- ・ 建築面積 7,093.76 m²
- ・ 計画建物高さ 8.9m
- ・ 外部仕上げ 屋根：ガルバリウム鋼板折板シングル葺き
外壁：耐候性鋼板断熱サンドイッチパネル
(腰壁はコンクリート打放し)

(2) 整備スケジュール

整備主体	年度 区分	令和 3 年度				令和 4 年度				令和 5 年度	
		4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月	4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月	4~6 月	7~9 月
浜田市	建設工事		○ 9 月議会承認 (契約)	4 号荷さばき所建設工事				12 月末完成		● 供用開始 (R5.4 月)	
	臨港道路改良工事		■								
島根県	4 号岸壁耐震化工事	■									

(主な整備内容)

・ 4 号荷さばき所建設工事

建築主体、電気設備、機械設備の 3 工事による分離発注。令和 3 年 7 月に工事入札、工事請負仮契約を締結し、9 月議会において工事請負契約締結の議案を上程。採決後、本契約し 10 月から着手、令和 4 年 12 月に完成予定。令和 5 年 1 月から供用開始に向けた試験運用を行い、4 月からの本格運用を目指す。

太陽光発電について、重塩害エリアによる保守・維持管理費用の増大、余剰電力が多く見込まれ国庫補助で売電できない施設のため自家消費だけではメリットがないなどの理由から整備しないこととした。

・ 臨港道路改良工事

4 号荷さばき所の敷地を確保するため、前面の臨港道路を南側に 2 車線分 6m 移設する。工期は、令和 3 年 7 月から着手し、令和 4 年 3 月に完成予定。

・ 4 号岸壁耐震化工事

島根県が令和 3 年 1 月から着手。まずは、4 号荷さばき所建設工事に影響のある部分について杭工事を行い、引き続き、岸壁のケーソン部の補強の為にコンクリート工事やエプロン部の舗装などを行い、令和 5 年 1 月に完成予定。

まき網漁業の状況と水揚げ確保対策について

1. 現 状

- ・吉勝丸の第一吉勝丸が3/8に発生した海難事故により、地元2ヶ統から1ヶ統となることから、まき網で主に漁獲されるアジ、サバ、ブリ類などの全体水揚量が大幅に減少することが危惧される。

※吉勝丸水揚量 R2：942 t、2億1,800万円
R1：2,374 t、5億2,400万円
H30：3,531 t、5億500万円
H29：2,115 t、3億6,700万円

- ・地元外まき網船の入港も減少傾向であり、地元産原魚を商材として取り扱う仲買や水産加工、流通、小売など、コロナ禍で厳しい経営状況が続く中、さらにまき網の漁獲物の確保が難しくなることで、更なる環境悪化が懸念。

※大中型まき網水揚量（1月～4月累計） R2：2,047 t、5億4,900万円（59回）
R3：2,365 t、2億9,400万円（59回）
※4月はR2：19回 ⇒ R3：6回

- ・沖底船が6月1日から8月15日まで休漁期となり、地元及び地元外まき網船団の入港促進による漁獲物の確保が求められている。

2. 水揚げ確保対策について

（1）地元船の維持存続対策について

- ①吉勝漁業と将来的な方針について協議中 …方針によって支援策を検討する。
- ②新たな事業経営体の組成、誘致

（2）地元外まき網船の入港促進

①入港促進のお願い

- ・R3.4.16 境港船団の共和水産、若葉漁業に訪問（実施済）
- ・隠岐船団、境港船団に訪問予定（6月～7月予定）
- ・長崎船団に訪問予定

②入港促進支援策の実施

- ・入港促進のインセンティブとなる支援策を検討（6月補正上程予定）

浜田市ふるさと体験村施設の活用について

令和 2 年 12 月議会産業建設委員会において浜田市ふるさと体験村施設の活用方針案を示しましたが、委員の皆様から様々なご指摘をいただき、再度検討のうえ、令和 3 年 6 月議会での関連議案の上程を目指してまいりました。

しかしながら、事業内容や施設改修費の精査及び地元団体との調整にもうしばらくの時間を要するため、令和 3 年 9 月議会を目途に関連議案の上程を行うべく検討を行っておりますので、その状況を下記のとおり報告します。

記

1 活用方針等の変更

項 目	令和 2 年度公募時	見直し案（当面）
目 的	都市住民との交流	田舎暮らしの魅力発信の拠点として活用 ～都市住民の弥栄ファンをつくる～
事業メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・体験交流事業 ・宿泊事業 ・農林産物等の販売事業 ・自主事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・どぶろく「弥盛」の復活 ・多くの市民が関わるイベント・研修等の実施 ・自然環境を活かした宿泊体験 ・田舎文化を活かした「おもてなし」の提供
開設時期	年間最低 6 ヶ月間	同左（春～秋）
活用施設	管理棟、古民家、ログハウス （ふるさと交流館は活用しない）	同左
運営体制	指定管理（公募）	指定管理（指名）
指定管理料	約 9,500 千円（年間）	精査中

2 施設の将来像

- (1) どぶろく特区、果実酒特区を活かした「(仮称) どぶろくの里」の実現
- (2) 指定管理者が民間事業者と連携し、アウトドア体験施設や職住一体型ワーケーション施設等として活用

【次ページへ続く】

3 管理運営方法

上記1、2の実践にあたっては、地域の実情に精通している必要があり、また事業の営利性に乏しいことから、指定管理者は地元で組織された団体（地区まちづくり推進委員会）とすることが最も合理的なため、選定方法は浜田市指定管理者制度運用ガイドラインに基づき「指名」とする。

4 地元団体の設立状況（指定管理者を想定）

(1) 名称

弥栄のみらい創造会議（地区まちづくり推進委員会）

(2) 設立日

令和3年4月16日

(3) 組織体制

ア 委員

- ・地域内各種団体から推薦のあった28名で構成

イ 部会

- ・地域課題を解決するため4つの部会を設置
- ・ふるさと体験村についても、専門部会において利活用を検討中

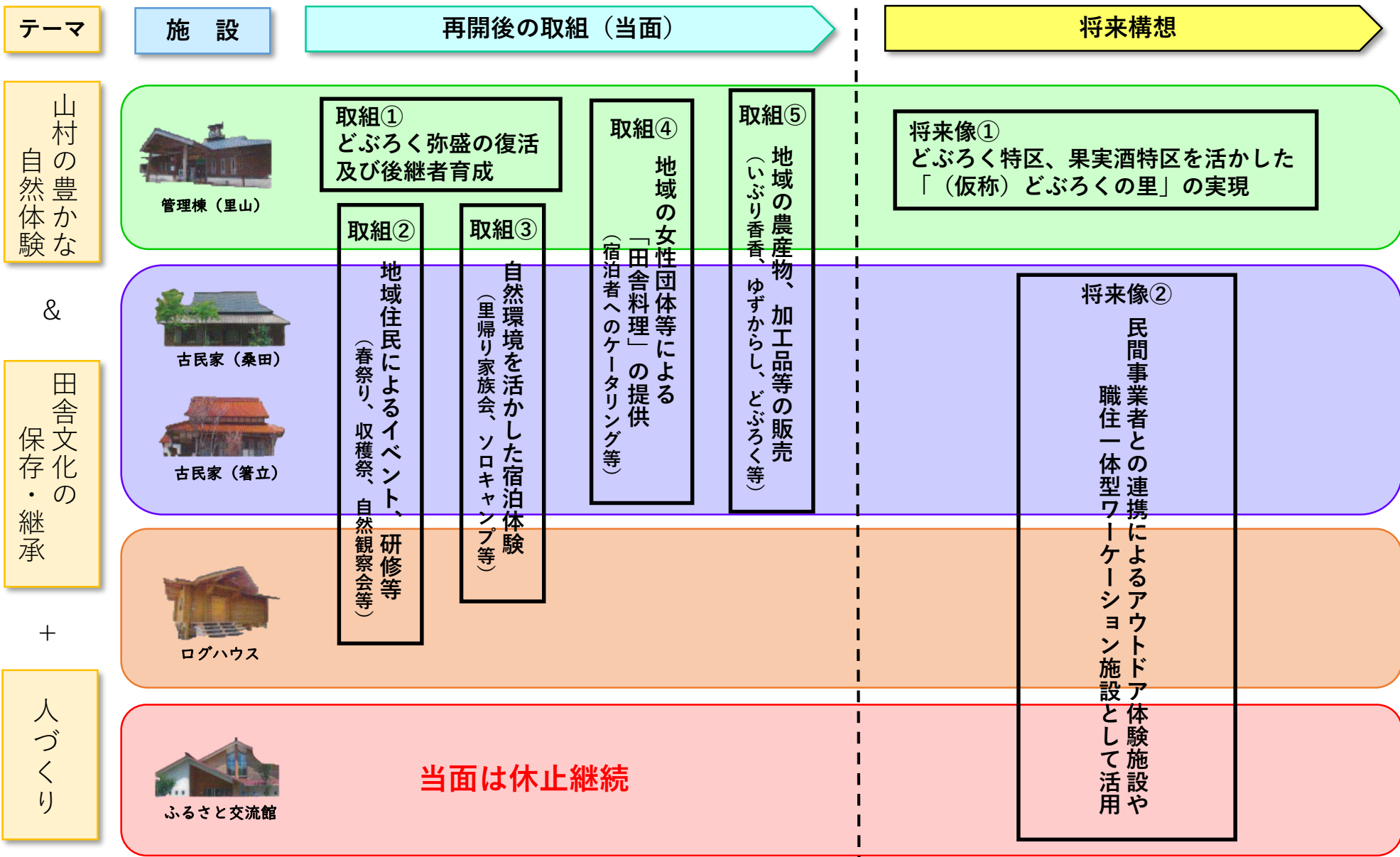
5 施設改修費の概要（見込）

項目	金額	備考
建物改修	8,700千円	管理棟、古民家、ログハウス
電気設備	7,100千円	
取水・浄化槽設備	2,300千円	
その他整備	1,900千円	Wi-Fi設備、備品購入
合計	20,000千円	

6 今後のスケジュール（現時点での予定）

- 令和3年 9月 条例改正議案及び債務負担行為議案（指定管理料）の上程
補正予算議案（施設改修費）の上程
- 10月 指定管理仮協定の締結
- 12月 指定管理者の指定議決
- 令和4年 2月 当初予算議案（指定管理料）の上程
- 4月以降 施設再開

◇事業や活動内容の整理（想定）



有限会社ゆうひパーク三隅の清算について

「浜田市三隅特産品展示販売センター」の指定管理者であった有限会社ゆうひパーク三隅は、令和 3 年 3 月 31 日に法人を解散し、現在、清算を進めております。

清算に係る収支不足額については、市の責任において全額を補填し、清算を結了させるため、令和 2 年度 3 月補正で 500 万円の補助金を計上し交付しております。

しかしながら、現時点でさらに不足額が生じる見込みであることから、下記のとおり追加で補助金を交付しましたので報告いたします。

記

1 収支見込

資金残高 (令和 3 年 4 月 30 日現在)	2,613,801 円	
今後の支払予定額	4,742,485 円	複合機クレジット解約料 1,623,984 円 浄化槽維持管理・清掃費 1,401,840 円 電話機リース解約料 772,200 円 その他 944,461 円
今後の収入見込み	700,000 円	複合機売却による収入
差引資金不足額	1,428,684 円	

※ 令和 2 年度補助金 500 万円交付済み

2 不足額が生じた要因

複合機クレジット及び電話機リースの解約料が発生したため

当初、複合機及び電話機を次期指定管理者に引き継いでもらうよう協議してきましたが、次期指定管理者側は簡易な機器で経費を抑えたいという意向があり、次期指定管理者の施設の管理運営方針を尊重し、解約することとしました。

3 資金不足への対応

以下の令和 3 年度既定予算を流用し、追加で補助金を交付します。

なお、清算後は改めて清算内容を報告します。

○特産品展示販売センター管理費 工事請負費 1,804,000 円

今年度、浄化槽ポンプ取替工事を予定していましたが、浄化槽設置後 26 年が経過していることから、設置場所の変更を含めて浄化槽本体の更新計画を改めて検討することとし、浄化槽ポンプ取替工事は執行停止とします。

浜田市消防団組織改編について（報告）

1 組織改編の経緯

消防団は、それぞれの地区で編成される他に代替性のない組織ですが、分団によっては団員の高齢化と減少が進んでいます。急激な人口増加が望めない地域においては、次世代の担い手不足により、その存続が極めて厳しい状況です。更に、各消防隊においても団員のサラリーマン化が進み、特に平日日中の災害対応に際し、管轄内のみで即応可能な団員の確保が困難になりつつあり消防力の低下が懸念されています。

これらの状況を踏まえ、消防団自ら平成30年に消防団幹部で組織される「浜田市消防団施設のあり方検討会」を立ち上げ、管轄区域の見直しをおこない、人口減少社会における持続可能な消防団体制について協議してきました。

2 組織改編の方針

問題解決にむけての組織改編は、方面隊制の導入を基本とし、方針は以下のとおりとする。

※方面隊制⇒地域ごとで構成される消防隊の形はそのまま、新たに旭と金城、弥栄と三隅をそれぞれ一つの管轄とし、災害に対し広域的に出動、応援が可能となる体制

- (1) 災害に即応できる団員の確保が可能となること。
- (2) 消防団の指揮命令・情報伝達が機能する組織となること。
- (3) 現場活動に際し、団員の安全が確保できること。
- (4) 現在の実数程度に定数を改正しても、消防力の低下を最小限に抑えられること。
- (5) 団本部及び分団の班統合等に係る組織変更は、それぞれ実情が異なるため、本改編とは切り離し別途個別に検討すること。
- (6) 浜田市の施策として、地域住民からの理解を得られる計画であること。

3 協議経過

浜田市消防団あり方検討会 4回

正副団長事務局会議 2回

浜田市消防団幹部会議 2回

各消防隊会議 各1回

各支所協議・説明 各2回

市長説明 1回

副市長・総務部長協議 2回

4 方面隊制導入の効果

(1) 消防力の維持

従来の消防隊管轄を方面隊管轄へと広げることにより、平日日中の災害において即応できる団員数の確保が可能となり、団員数の減少下にあっても、消防力の低下を最小限に抑えることができる。

(2) 組織力の充実

方面隊長が掌握する団員数が増えることで、災害規模に応じた柔軟な活動体制や応援体制をとることが可能となる。

(3) 指揮系統の強化

指揮命令系統が整理されることにより、水害等の大規模災害時に地区対策本部ごとの活動状況、被害状況、必要物資などの情報が正確に把握できるようになる。その情報に基づいた水防長・水防副長の判断により、水防隊への活動支援を的確に行うことが可能となり、結果として被害の軽減や団員の安全確保が図られることになる。

(4) 消防技術の継承

管轄地域の拡大により、災害現場を経験する機会が増える事が予想され、団員としての技術や経験値の向上が見込まれ、培われた技術が組織内に継承されることが期待できる。

(5) 消防団の一体感の醸成

地域＝消防隊管轄ではなく、方面隊管轄に移行することにより、従前の消防隊の枠を超えた交流が促進され、相互理解が深まることにより、浜田市消防団の組織強化につながる。

(6) 消防署との連携強化

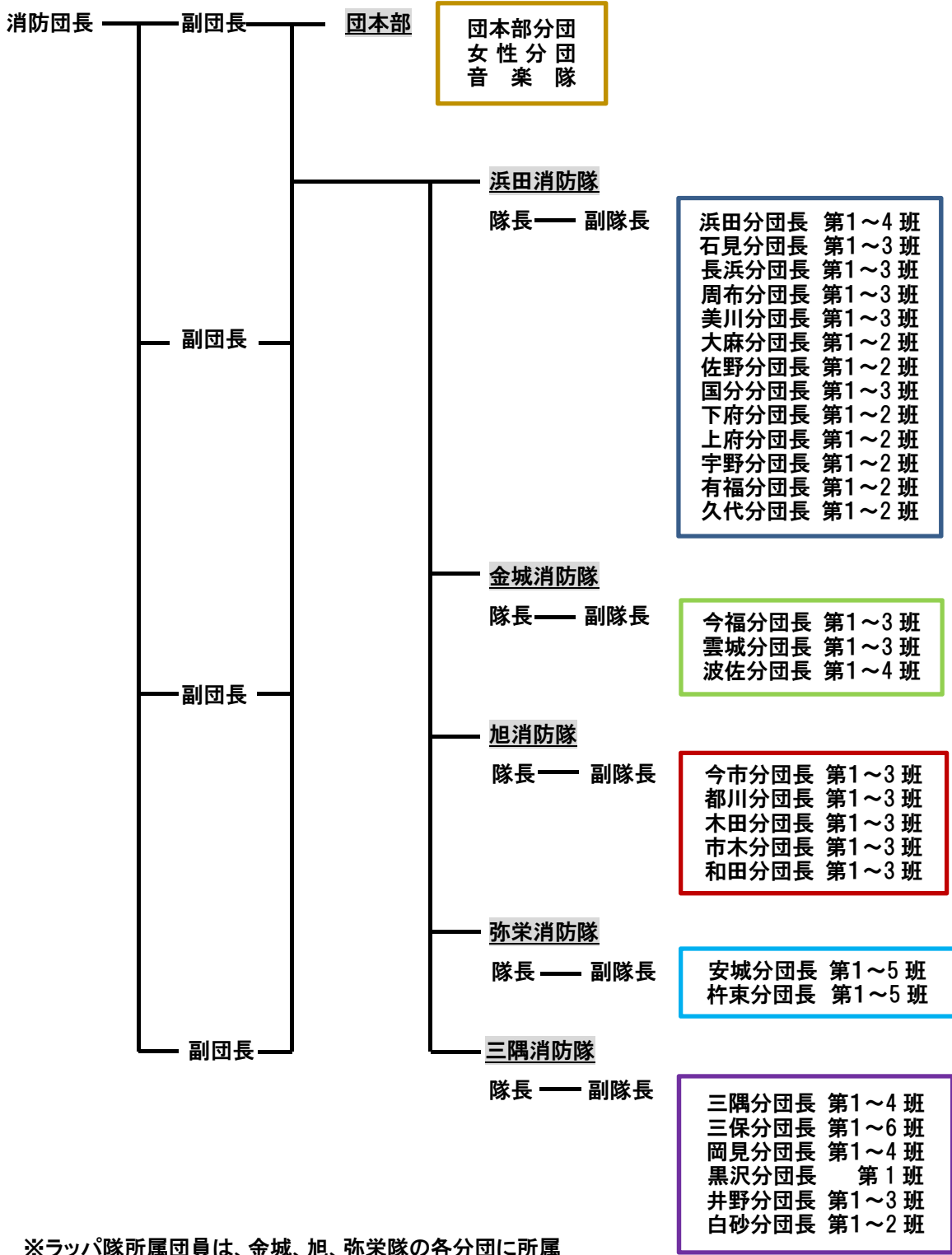
三つの消防署の管轄と各方面隊の管轄がほぼ同一となることで、消防署と消防団との連絡・調整が簡素化され、より統制が取れた現場活動が可能となる。

5 組織改編スケジュール（予定）

令和2年	1月	あり方検討会にて、方面隊構想（案）決定
令和3年	2月	自治区防災自治課事前説明
令和3年	3月	消防団組織改編報告書を副市長・総務部長提出
令和3年	3月	消防団組織改編報告書を市長提出・承認
令和3年	6月	浜田市議会報告・説明
令和3年	月	各地域協議会等説明 ※必要に応じ実施
令和3年	12月	改編に係る諸問題等の調整終了・事務手続き開始
令和4年	3月	規則改正
令和4年	4月	方面隊組織へ移行

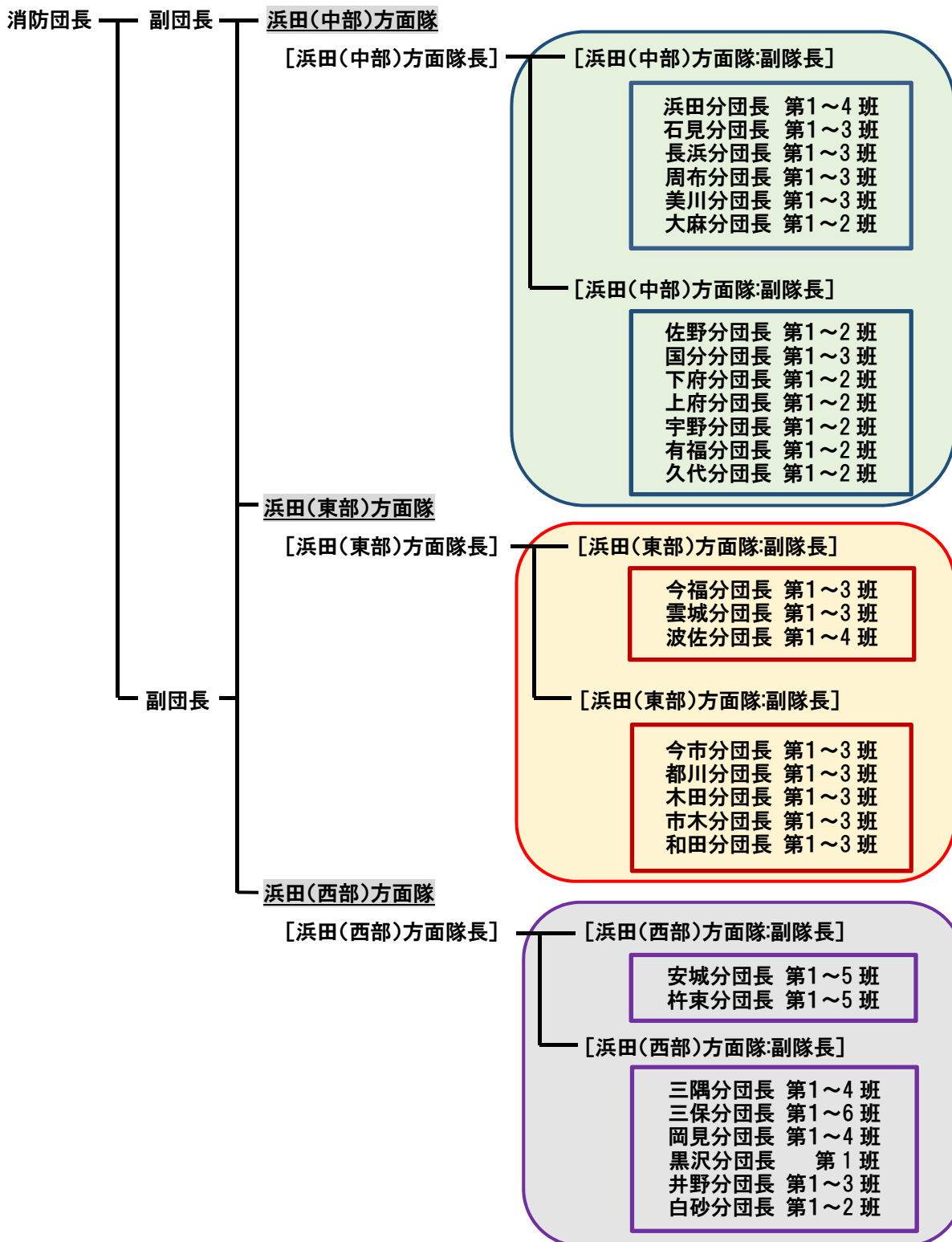
6 組織改編計画

浜田市消防団 現行(令和2年現在)



浜田市消防団 組織変更「方面隊制」(案)

※職名については全て(仮称)【※団本部については協議中のため未記載】



金城地域断水防止対策について

令和3年5月10日の福祉環境委員会報告後の取り組み状況を下記のとおり報告します。

記

1 今福中央配水池タンク増設工事の進捗状況

5月19日（水）補正予算案可決

5月21日（金）入札公告

6月10日（木）開札予定

2 雲城地区配水流量確保の進捗状況

5月11日（火）上来原配水池～下ノ原配水池間の減圧弁と制水弁の現状調査

5月下旬 減圧弁と制水弁の調整による流量確認予定

3 実態調査の進捗状況

4月30日（金）実態調査票の送付 2,029件

（金城地域 1,692件 浜田地域（後野・長見・内村町の一部）337件）

5月18日（火）現在 返信状況 1,207件 約59%

（金城地域 1,015件 約59%、浜田地域 192件 約57%）

4 止水栓台帳の整備の進捗状況

対象件数 2,135件（金城地域全域）

委託予定先 浜田市水道事業協同組合

5 全体スケジュール（変更なし）

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
施設増強 （今福地区）		調査・計画		今福地区 タンク増設工事							供用
（雲城地区）		調査・計画		雲城地区 減圧弁等・調整・追加対策							
実態把握		調査		コンサルタント業務							
止水栓台帳		計画		調査・作成							

市街地下水道整備事業について（浜田処理区）

1 事業名

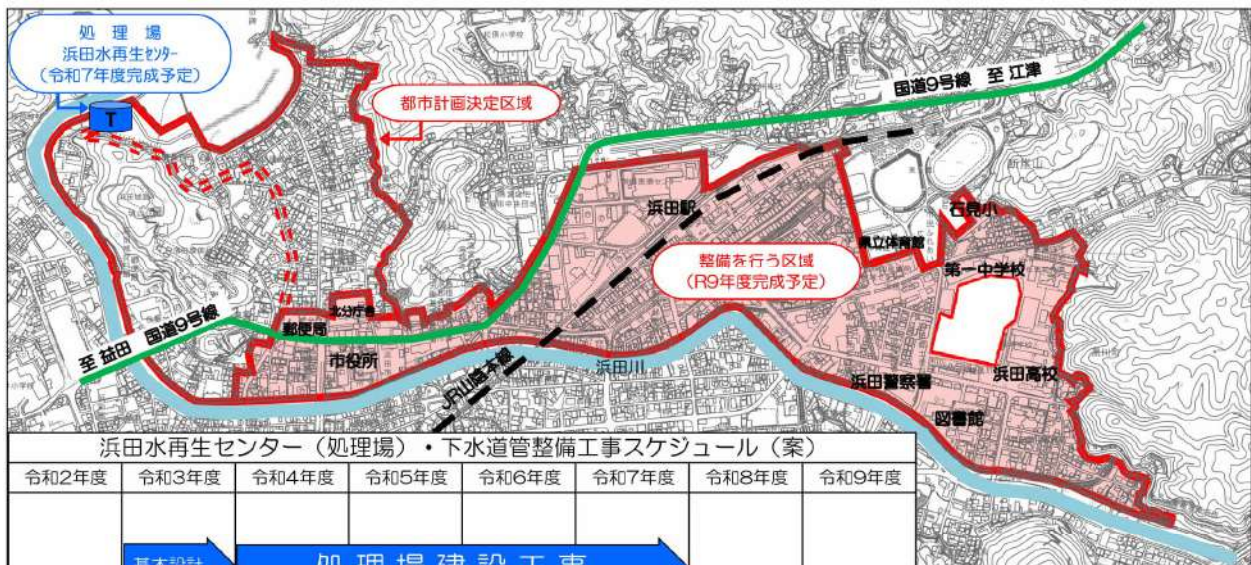
市街地下水道整備事業（浜田処理区）

2 進捗状況

令和2年度は、下水道法・都市計画法の認可を取得し、優先整備区域の管路の基本設計、浜田水再生センター（処理場）建設予定地の移転補償を行いました。

3 今年度の予定

- (1) 市民のみなさまへ事業の周知・説明を引き続き行います。
- (2) 浜田水再生センター（処理場）建設予定地の用地取得を行います。
- (3) 浜田水再生センター（処理場）の基本設計を実施します。
- (4) 管路工事の発注に係る調査業務（官民連携導入可能性調査）を行います。



浜田水再生センター（処理場）・下水道管整備工事スケジュール（案）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	基本設計	処理場建設工事					
基本設計	関係機関協議・業者契約		下水道管新設工事				
						供用開始	



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

令和3年度 まちづくりコーディネーター

令和3年6月1日現在

地域	氏名・略歴等	専門分野
浜田	<p>氏名：<small>ささき まさふみ</small>佐々木 昌文（63歳）</p> <p>勤務場所：まちづくり社会教育課 勤務日数：17日／月 略歴：元金融機関勤務 特記事項：自治会活動、消防団活動等</p> 	<p>経済 経営 地域活動</p>
金城	<p>氏名：<small>ないとう だいせつ</small>内藤 大拙（74歳）</p> <p>勤務場所：金城支所防災自治課 勤務日数：5日／月 略歴：元浜田市職員（金城自治区長） 特記事項：社会教育主事</p> 	<p>行政 社会教育</p>
	<p>氏名：<small>もうり みわこ</small>毛利 美和子（67歳）</p> <p>勤務場所：金城支所防災自治課 勤務日数：12日／月 略歴：元放課後児童クラブ指導員 特記事項：音訳、読み聞かせボランティア</p> 	<p>教育 福祉</p>
旭	<p>氏名：<small>つかだ たみや</small>塚田 民也（61歳）</p> <p>勤務場所：旭支所防災自治課 勤務日数：17日／月 略歴：元浜田市職員（旭自治区長）</p> 	<p>行政</p>
弥栄	<p>氏名：<small>ひのきだに たくお</small>檜谷 卓夫（65歳）</p> <p>勤務場所：弥栄支所防災自治課 勤務日数：17日／月 略歴：元島根県公立学校教員（石見小学校校長）</p> 	<p>教育</p>
三隅	<p>氏名：<small>ほんだ るみこ</small>本多 瑠美子（36歳）</p> <p>勤務場所：三隅支所防災自治課 勤務日数：12日／月 略歴：東京都内の病院で勤務後、浜田市へUターン 元三隅支所市民福祉課勤務（会計年度任用職員） 特記事項：看護師、保健師</p> 	<p>福祉 医療</p>
	<p>氏名：<small>おだわら なぎさ</small>小田原 汀（27歳）</p> <p>勤務場所：三隅支所防災自治課 勤務形態：5日／月 略歴：島根県内の訪問看護ステーション勤務後、起業 特記事項：看護師</p> 	